

計画の基本的事項

● 計画策定の目的

【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための計画です。

【舞鶴市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

● 目指すべき環境像

21世紀半ば(2050年)を目途に、本市が目指すべき環境像を以下のように設定しています。

～ 人も地域も地球も元気 ～
環境にやさしい持続可能なまちづくり

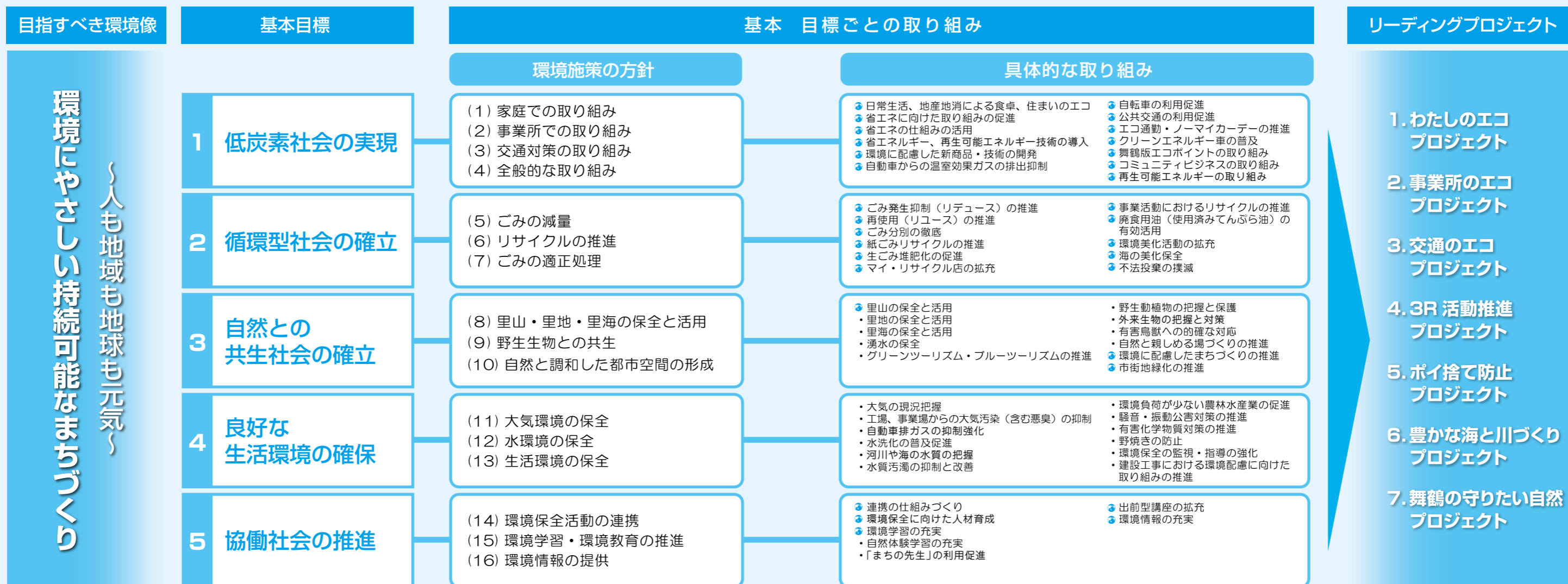
● 計画の期間(目標年次)

- ・ 目指すべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・ 平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度としています。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直すこととしており、平成27年度に見直しを行いました。
- ・ 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、基準年度を平成2年度(1990年度)、目標年度を平成32年度(2020年度)としています。

● 温室効果ガスの削減目標

**2020年度までに温室効果ガスを
1990年度比で25%削減することを
目指します。**

計画の施策体系



①～⑫は地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に該当する取り組み